

渋川市設計変更・契約変更ガイドライン

令和2年6月

目 次

・ 設計変更・契約変更ガイドラインの目的	P 1
・ 設計変更・契約変更の定義	P 1
・ 変更手続きの簡素化	P 1
・ 設計図書の変更のイメージ	P 2
・ 設計変更、契約変更できるもの	P 3
・ 工事打合せ書で指示する軽微な変更	P 4
・ 遅滞なく契約変更の締結をするもの	P 5
・ 約款第 1 8 条（条件変更等）の事例	P 6
・ 受注者が変更対象事項を発見した場合の協議ルート	P 7
・ 約款第 1 9 条 発注者が必要とした設計変更	P 8
・ 工事の一時中止（約款第 2 0 条）	P 9
・ 指定と任意の使い分け	P10
・ 工期の変更	P11
・ 工事打合せ書記入例	P12～14

設計変更・契約変更ガイドラインの目的

建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）では、設計図書の変更を行う場合は、発注者が受注者に変更内容を知り、その後、工期、請負代金額の変更協議するものとしている。しかしながら建設工事は軽微な変更事項が多いため、その都度、その手続きを行ったのでは受発注者共、相当な労力と時間を要することとなる。そのため、国では設計変更ガイドラインを定め、軽微なものは「設計変更指示書」により指示し、工期末にまとめて契約変更の手続きを行うものとしている。

洪川市では国の通知、設計変更ガイドライン等を参考とし、『洪川市建設工事の設計変更及び契約変更の取扱いに関する要綱』（以下、「要綱」という。）を定め、契約変更できる範囲、手続きの簡素化を示した。またその中で軽微な変更は「工事打合せ書」で指示することにより、工期末にまとめて契約変更の協議を行うものとした。

本ガイドラインは、要綱に基づく具体的な手続きを示しており、適切に設計変更、契約変更を行うことを目的としている。

設計変更・契約変更の定義

設計変更

約款第18条、第19条の規定により設計図書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

契約変更

約款第23条、第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

変更手続きの簡素化

軽微な変更の手続きの簡素化

軽微な変更の場合は、工事打合せ書（変更内容、変更見込み額（変更累計額）、契約変更時期）で指示し、工期末に契約変更するものとする。

契約変更協議の簡素化

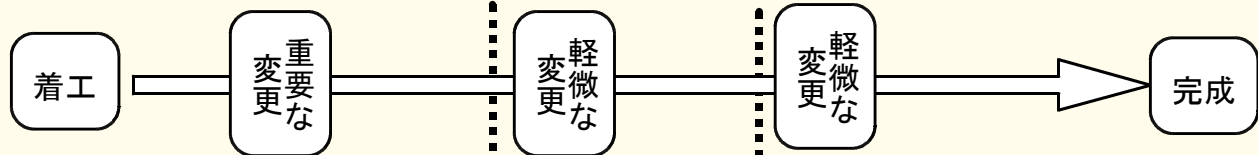
約款では「設計図書の変更の指示」と「請負代金額の変更等の協議」を別に行うとしているが、「契約変更の協議」として同時に行うものとする。

本ガイドラインで明示していない事項は、国土交通省の「土木工事における設計変更ガイドライン」または「営繕工事における設計変更ガイドライン」によるものとする。

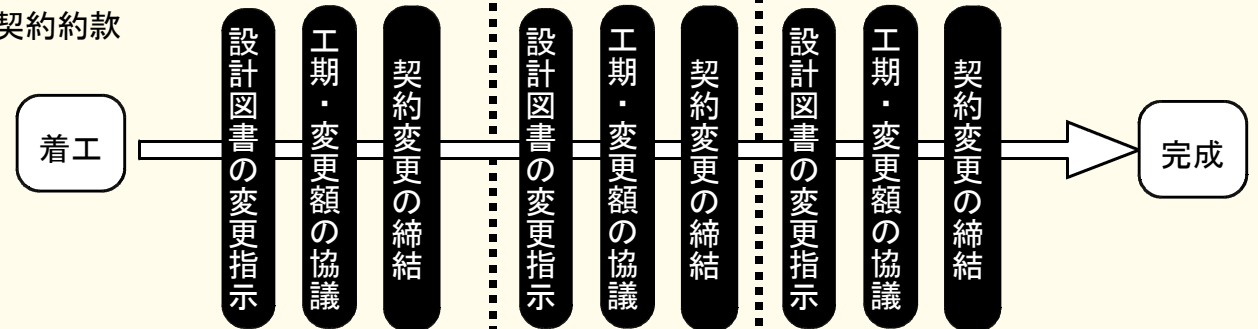
設計図書の変更のイメージ

発注者（監督員ではない）と受注者の協議等

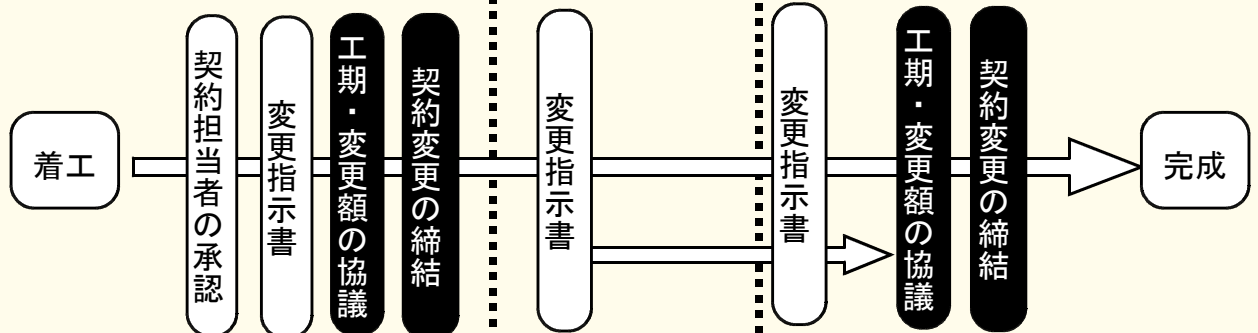
変更事案の発生例



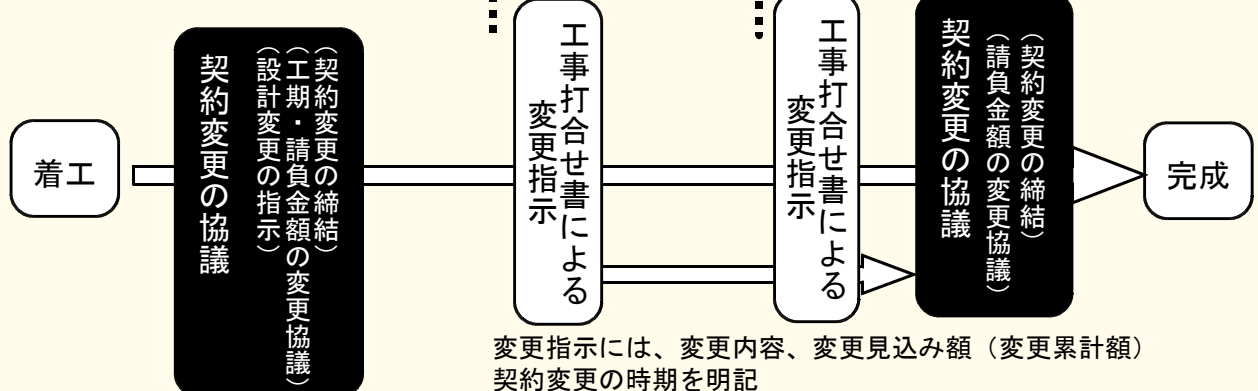
契約約款



国交省
設計変更ガイドライン



洪川市
設計変更・契約変更ガイドライン



設計変更、契約変更ができるもの

設計変更、契約変更できるものは次による。

- 1 下記事項にすべて該当するもの
 - ・ 変更見込み額の合計が当初請負金額の30%を超えないもの
 - ・ 変更の目的が当初の工事目的から外れないもの
 - ・ 変更の場所及び範囲が当初の工事範囲のもの
 - ・ 予算が確保されているもの
- 2 関係課（財務課、契約検査課、その他）が、下記事項に合意したもの
 - ・ 当該工事に変更しないと工事目的が達成しないもの
 - ・ やむを得ない理由により変更するもの
- 3 計画変更審査会で、当該工事で設計（契約）変更すると決定されたもの

政策の変更等により当初の工事の目的が大幅に変更となる場合は『計画変更』となり、計画変更審査会に諮る。

原則として設計変更、契約変更できない事例

- ・ 自治会、地権者等の要望により施工範囲を増やす又は工事を追加する。
- ・ 当初設計で指定した仕上げのグレード（品質）をあげ増額変更とする。
- ・ 敷地を保護するため、敷き鉄板（任意仮設）を増額変更する。

工事打合せ書で指示する軽微な変更

「設計変更、契約変更できるもの」で次の全てに該当するものは軽微な変更として、工事担当課長が監督員を通じて工事打合せ書によりその都度、設計変更の指示をする。

- ・ 変更見込み額（変更累計額）が、次の範囲を超えないもの
 - * 当初請負金額が1,000万円未満の場合は、当初請負額の20%
 - * 当初請負金額が1,000万円以上の場合は、200万円
- ・ 構造、工法、位置、断面等の重要な変更がないもの
- ・ 工期の変更を伴わないもの

約款による契約事務を簡素化するため『軽微な変更』は『工事打合せ書』で指示し工期末にまとめて契約変更の協議を行うものとする。したがって『軽微な変更』以外のものは、原則として『工事打合せ書』で設計変更の指示ができない。

軽微な変更を工事打合せ書で指示する際の記載事項

- ・ 設計変更の内容
- ・ 設計変更の変更見込み額（変更累計額）
- ・ 契約変更を行う時期

注意事項

- ・ 工事担当課長は、軽微な設計変更該当すること及び予算内であることを確認し監督員を通じて工事打合せ書で指示する。
- ・ 受注者の承諾により変更協議が成立するものとする。
- ・ 監督員は、工期最終日の14日前までに工事打合せ書（指示書）の複写を添付した契約変更の協議の起案をしなければならない。

遅滞なく契約変更の締結をするもの

「設計変更、契約変更できるもの」で次に該当するものは、発注者と受注者が契約変更の協議を行い、遅滞なく契約変更の締結をする。

- ・ 変更見込み額（変更累計額）が次の範囲を超えるもの
 - * 当初請負額が1,000万円未満の場合は、20%
 - * 当初請負額が1,000万円以上の場合は、200万円
- ・ 構造、工法、位置、断面等の変更を要する場合で重要なもの
- ・ 工期の変更を伴うもの

契約変更の協議

次の事項を一括で処理するものとする。

- ・ 発注者が行う設計変更の通知
- ・ 設計変更に伴う発注者と受注者の工期延長の協議
- ・ 設計変更に伴う発注者と受注者の変更金額の協議

協議の開始日

- ・ 工期延長の協議、変更金額の協議の開始日を定める必要がない限り、工事請負契約変更協議書の通知日とする。

（参考）約款では、協議を行う際には協議の開始日を定めるとしている。

約款第 18 条（条件変更等）の事例

約款第 18 条第 1 項

受注者は、次のいずれかを発見したときは、監督員に通知しなければなりません。

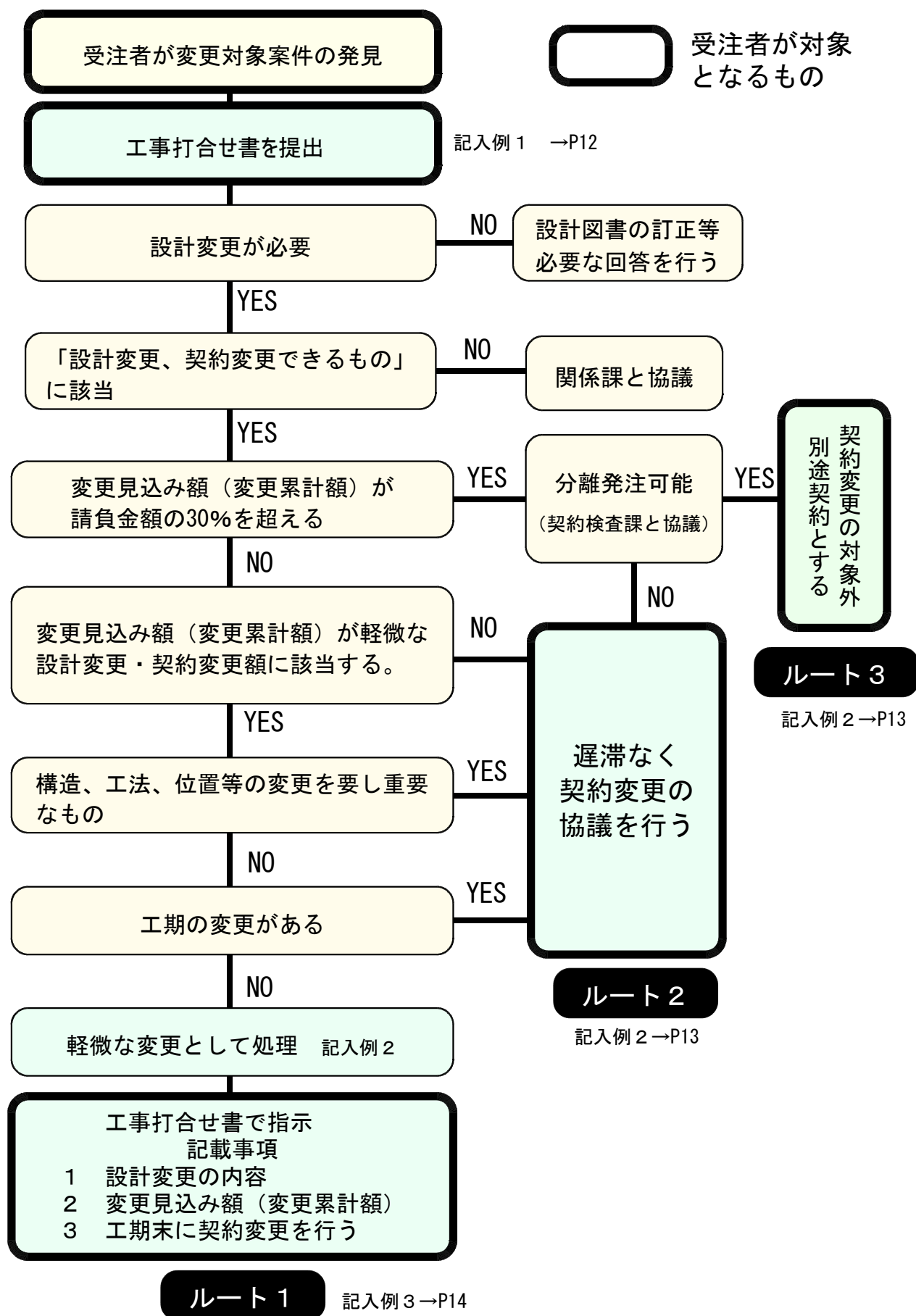
- （第 1 号）設計図書に相違がある
- （第 2 号）設計図書に誤びゅう又は脱漏がある
- （第 3 号）設計図書の表示が明確でない
- （第 4 号）設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する
- （第 5 号）予想することのできない特別な状態が生じた

事 例

- ・ 図面と仕様書の記載が一致しない。
- ・ 指定された杭では、明示されている土質での施工ができない。
- ・ 材料仕様等について、明示がない。
- ・ 必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての明示がない。
- ・ 水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ・ 材料の規格が示されていない。
- ・ 設計図書に示された土質が実際と異なる。
- ・ 設計図書に示された地盤高と実際と異なる。
- ・ 設計図書に示された地下埋設物の大きさが実際と異なる。
- ・ 施工中に地中障害物を発見し、取壊しや撤去が必要となる。
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となる。
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となる。

受注者は上記事項を発見したときは、その都度「工事打合せ書」で監督員に通知し、指示を受けなければなりません。なお、急を要する場合は口頭指示を可としますが、後日「工事打合せ書」で処理するものとします。

受注者が変更対象事項を発見した場合の協議ルート



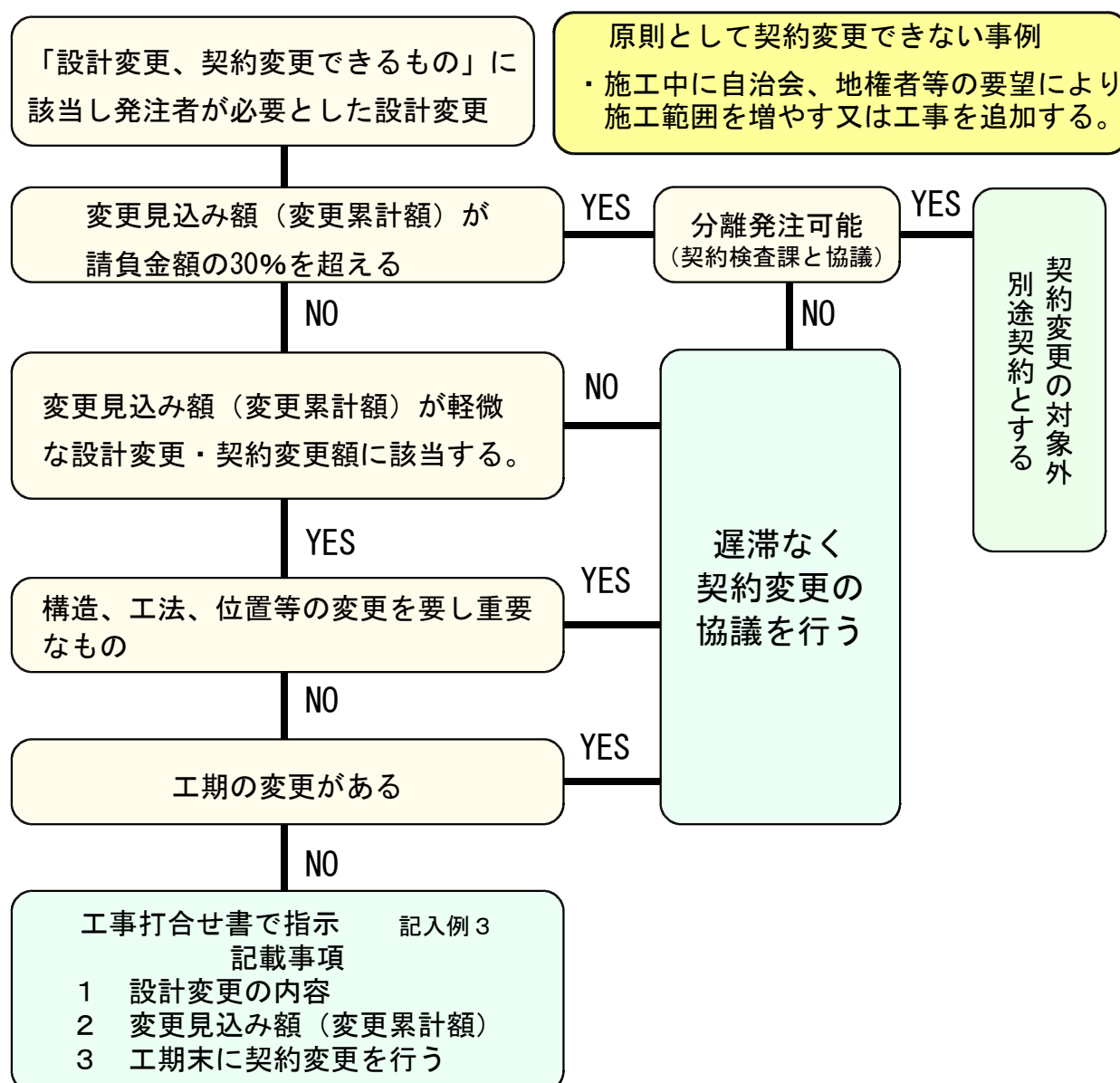
約款第19条 発注者が必要とした設計変更

発注者は、「契約変更できるもの」のうち、必要な場合は設計図書を変更することができる。

事 例

- ・ 関係官公署等の事前協議内容に変更が生じた場合
- ・ 関連工事との調整により、施工条件が変わる場合
- ・ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設を追加する場合
- ・ 残土等の処分先を変更する場合
- ・ 交通誘導警備員の配置人数等を実績で変更する場合

協議ルート



工事の一時中止(約款第20条)

受注者の責によらない事由による工事の一時中止

受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できない場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

事 例

- ・ 設計図書に定められた着手時期について、受注者の責によらず施工できないため、工事を一時中止した。
- ・ 発注者の義務である工事用地の確保が行われていない。
- ・ 関係官公署の協議が未了のため、工事を一時中止した。
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した。
- ・ 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じたため、工事を一時中止した。
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）ため、工事を一時中止した。
- ・ 設計図書と施工箇所において施工条件の相違又は設計図書の誤びゅう又は脱漏が発見され、それ以上の施工を続けることが不可能と認められた。
- ・ 別契約の関連する工事の進捗が遅れた。

一時中止には、工事の一部の中止も含まれる。

取り扱いは「渋川市工事一時中止ガイドライン」による

指定と任意の使い分け

自主施工の原則

工事目的物を完成するために必要な仮設、施工方法については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている。（約款第1条第3項参照）

指 定

指定とは、工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等のことをいう。

任 意

任意とは、工事目的物を施工するための仮設・施工方法等を「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施することをいう。
「指定」以外は、「任意」という。

指定と任意の考え方

	設計図書における明示	仮設等の変更の際、発注者の指示	仮設との変更がある場合の設計変更	施工条件の変更に伴う設計変更
指 定	明示する	必要	対象になる	対象になる
任 意	明示しない	必要ない	対象にならない	対象になる

注意事項

- ・ 施工条件の明示（地質条件、廃棄物処理条件等）はできるだけ明確にし、設計変更に対応できるようにする。
- ・ 設計図として仮設図を作成した場合は任意仮設か指定仮設か明確にする。

工期の変更

工期の変更方法（約款第23条）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

工期延長の指示は、「工事打合せ書」ではできない。

解説

約款では『発注者』が協議するとしているため、監督員は工期延長の起案（契約検査課の合議が必要）をし、遅滞なく契約変更の締結をしなければなりません。

注意事項

原則として、下記の事項に該当する場合は工期延長の対象ではなく遅延工事の対象となります。

- ・ 理由もなく、本体工事の着手の段階確認（立ち会い）がないもの、または大幅に着手が遅れたもの
- ・ 発注記録等がない、または発注の遅れによる主要資材等の納品の遅れ

様式第 1 号（第 7 条関係）

記入例 1

→ P7

課長 (総括監督員)	係長 (主任監督員)	係

工事打合せ書																	
工 事 名										受 注 名							
路線河川名										工 事 場 所							
事										項							
項				目				発議年月日				監 督 員		現場代理人			
指 示	承 諾	協 議	提 出	〇年〇月〇日				印				〇〇 〇		印			
契約約款第 1 8 条に該当する事項を発見したので通知します。 基礎工事において現地を掘削したころ、埋設配管があることが判明しました。 指示をお願いします。 (必要に応じ状況写真、図面、提案、提案に基づく見積書の提出)																	
項 目	上記について			承 諾 不承諾 回 答 受 理		年 月 日		監 督 員		現場代理人							
						年 月 日		印		印							
(理由)																	

注 打ち合わせの都度 2 部作成し、各々保管する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

記入例 2

→ P7

課長 (総括監督員)	係長 (主任監督員)	係
印	印	

工事打合せ書

工 事 名		受 注 名	
路線河川名		工 事 場 所	
事 項			
項 目		発議年月日	監 督 員
指 示	承 諾	協 議	提 出
		〇年〇月〇日	印
			〇〇 〇 印

契約約款第 18 条に該当する事項を発見したので通知します。

基礎工事において現地を掘削したころ、埋設配管があることが判明しました。
指示をお願いします。

項 目	承 諾 不承諾 回 答 受 理	年 月 日	監 督 員	現場代理人
	上記について	〇 年 〇 月 〇 日	渋川 太郎 印	印

(理由)

- ルート 1 別紙により指示します。（記入例 3）
ルート 2 遅滞なく契約変更の協議を行います。
ルート 3 別工事で対応します。

注 打ち合わせの都度 2 部作成し、各々保管する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

記入例 3

→ P7

課長 (総括監督員)	係長 (主任監督員)	係
印	印	

工事打合せ書

工 事 名		受 注 名	
路線河川名		工 事 場 所	
事 項			
項 目		発議年月日	監 督 員
指 示	承 諾	協 議	提 出
		〇年〇月〇日	渋川 太郎 印

下記のとおり設計変更の指示をします。

1 変更の内容

- (1) 埋設配管を別図のとおり切り回すこと
- (2) 擁壁の延長を別図のとおり減とすること

2 変更見込み額（変更累計額）

- (1) 概算 20 万円の増
- (2) 概算 10 万円の減
- (3) これまでの変更累計額 概算 65 万円の増（経費、税込み）

3 契約変更の協議は工期末（工期内）に行う。

項 目	承 諾 不承諾 回 答 受 理	年 月 日	監 督 員	現場代理人
	上記について	〇年〇月〇日	印	〇〇 〇 印

(理由)

受注者が上記内容に承諾した場合に変更が成立する。

受注者は現場代理人を通して承諾するものとする。

注 打ち合わせの都度 2 部作成し、各々保管する。